

警報発令時の心得

■暴風警報発令時

- ・登校前に「名古屋市」を含む地域に暴風（暴風雪）警報が発令されている場合、登校を見合せ、1～4の事項に従うこと。
 - 1：午前6時までに暴風（暴風雪）警報が解除されないときには、午前中の授業を中止する。
 - 2：午前6時から午前11時までに暴風（暴風雪）警報が解除されたときには、午後の授業を行う。
 - 3：午前11時をすぎても暴風（暴風雪）警報が解除されないときは、当日の授業を中止する。
 - 4：定期考査中に上記の事態が生じた場合には、午前6時から午前11時までに暴風（暴風雪）警報が解除されても、午後登校する必要はない。
- ・なお「名古屋市」を含む地域に暴風（暴風雪）警報が出ていなくても、居住する地域や登校時に通過する地域に暴風（暴風雪）警報が出ている場合がある。学校では授業を行っているが、交通や天候の状況を判断し、安全には十分気をつけること。安全が確保できない場合には、保護者と相談し、登校を見合わせる事。

■東海地震注意情報発令時

- ・東海地震注意情報が発令された時は、暴風警報発令時の心得に準ずる。
ただし、地震が発生した後はラジオやテレビなどで被災状況や交通機関の回復状況な